

# 豊丘村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和4年4月

長野県 豊丘村

# 目 次

第1章 計画の背景	2
第2章 基本的事項	
1. 計画の目的	2
2. 計画期間・基準年度	3
3. 計画の対象とする事務・事業の範囲	3
4. 削減対象とする温室効果ガス	4
5. 上位計画や関連計画との位置づけ	4
第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	5
2. 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標	6
第4章 削減目標達成に向けた取り組み	
1. 取り組みの基本方針	6
2. 日常業務活動に関する具体的な取り組み	7
3. 施設・設備等に関する取り組み内容	8
第5章 推進・点検体制	
1. 推進・点検体制	10
2. 実行計画の点検・評価	11
3. 職員の意識向上	11
4. 実行計画の進捗状況の公表	11

## 第1章 計画の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年(2015年)12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成10年(1998年)に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成28年(2016年)には、国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で26%削減(業務部門40%削減)することが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、目標達成に向けた対策を実施するよう求められています。

豊丘村では、一事業者・消費者として地球温暖化防止に向け、具体的な取組を推進するため、地方公共団体実行計画を策定し、電気使用量やガソリンなどの燃料使用量の削減を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進しています。2008年(平成20年)3月に「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として「第1次豊丘村地球温暖化対策実行計画」を策定していますが、今回は、第3次豊丘村地球温暖化対策実行計画として策定(改訂)を行います。

## 第2章 基本的事項

### 1. 計画の目的

第3次豊丘村地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定します。豊丘村の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減に向けて様々な取組みを実践し、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化防止実行計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

## 2. 計画期間・基準年度

計画期間：令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで（5年間）

基準年度：平成25年度（2013年度）

※ 基準年度については、国で平成28年（2016年）に閣議決定された地球温暖化対策計画の基準年度と整合をとりました。また、本実行計画の実効性を高めるため、社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等の結果、本村における施設等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 3. 計画の対象とする事務・事業の範囲

本実行計画は、豊丘村が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外としますが、可能な限り指定管理者に対して本実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう要請することとします。

### ○ 豊丘村の対象となる施設

施設名			
1	役場庁舎・保健センター	16	水道事業施設
2	消防施設	17	豊丘中学校
3	同報無線施設	18	豊丘北小学校
4	街路灯施設	19	豊丘南小学校
5	CATV 施設	20	村民グラウンド・村民体育館
6	北保育園	21	多目的広場
7	中央保育園	22	スポーツ館
8	南保育園	23	弓道場
9	憩いの家	24	中学グラウンド照明
10	勤労者福祉センター	25	北小グラウンド照明
11	介護予防拠点施設はつらつ	26	南小グラウンド照明
12	一般廃棄物最終処分場	27	交流学習センターゆめあるて
13	特環下水処理場	28	交流学習センター別館セミナー棟
14	農集排河野処理場	29	歴史民俗資料館
15	農集排伴野処理場	30	学校給食共同調理場

#### 4. 削減対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定されている温室効果ガスは、次の表のとおり7種類ですが、二酸化炭素以外の排出量はわずかなため、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

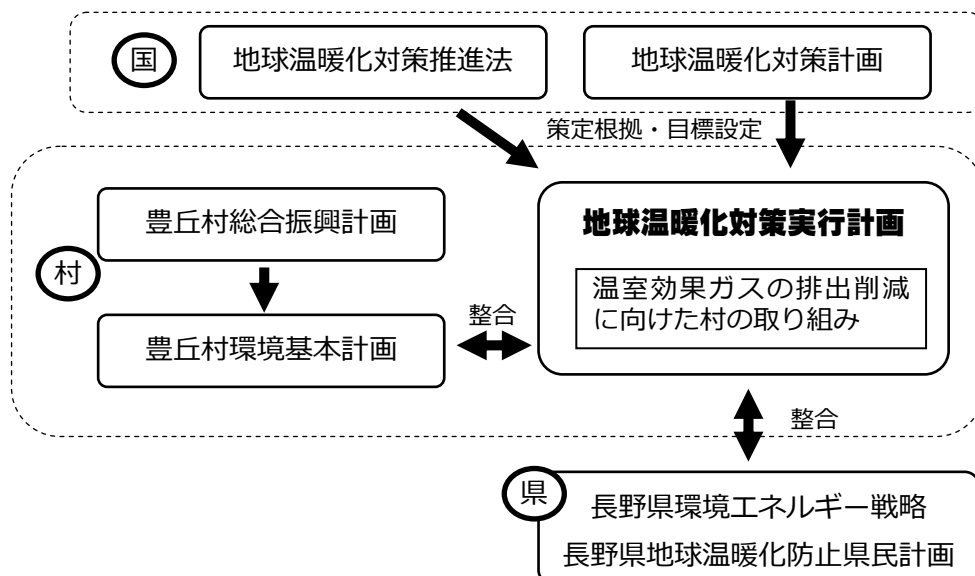
種類	主な発生源等	排出量※1
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼等により発生	91.7%
メタン（CH <sub>4</sub> ）	廃棄物の埋め立て、下水処理、稲作や家畜等から発生	2.4%
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	廃棄物の焼却、工業プロセス、下水処理、農業等から発生	1.6%
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒等から発生	3.8%
パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体の製造プロセス等から発生	0.3%
六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	変電設備に封入される電気絶縁ガス等から発生	0.2%
三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体の製造プロセス等で使用	0.0%

※ 2018年度 日本における温室効果ガス排出量の割合 【全国地球温暖化防止活動推進センター資料】

#### 5. 上位計画や関連計画との位置づけ

豊丘村では、「豊丘村総合振興計画」及び「豊丘村環境基本計画」を策定して、長期的な視点で村づくりに取り組んでいます。

本実行計画は、これらの計画と連携するとともに、関連する他の各計画との整合を図り、地球温暖化防止対策の実効性を高めることとします。



### 第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況及び削減目標

#### 1. 基準年度（平成25年度）の二酸化炭素排出量

豊丘村が一事業者として行う事務・事業に伴う二酸化炭素総排出量は、基準年度である平成25年度（2013年度）において、1,859.5 t-CO<sub>2</sub>に対し、令和3年度の排出量は1,808.3 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度比2.7%の削減となっています。

なお、種類別の排出量の詳細については、次の図表に示すとおりです。

○平成25年度（2013年度） ※ 基準年度

種別	使用量	二酸化炭素排出量	排出割合
電気	3,014,423 kwh	1,555.4 t-CO <sub>2</sub> /kwh	83.6 %
ガソリン	13,973 ℓ	32.4 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	1.7 %
灯油	94,193 ℓ	234.5 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	12.6 %
軽油	6,067 ℓ	15.9 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	0.9 %
LPガス	3,262 m <sup>3</sup>	21.3 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	1.2 %
合計		1,859.5 t-CO <sub>2</sub>	100 %

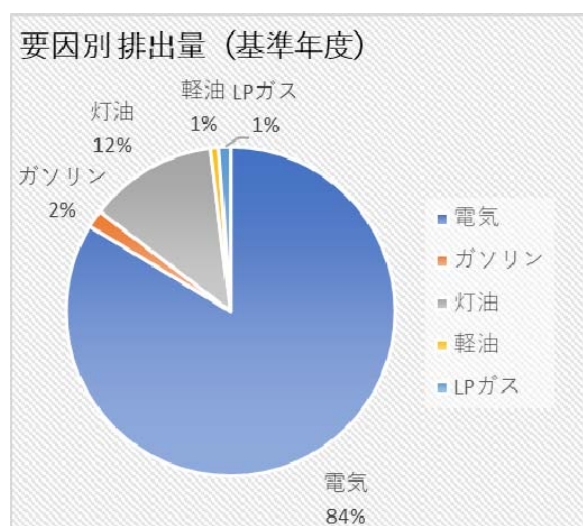
○令和3年度（2021年度）

種別	使用量	二酸化炭素排出量	排出割合
電気	3,130,736 kwh	1,521.5 t-CO <sub>2</sub> /kwh	84.1 %
ガソリン	13,563 ℓ	31.2 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	1.7 %
灯油	76,704 ℓ	187.8 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	10.4 %
軽油	849 ℓ	2.3 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	0.1 %
LPガス	10,171 m <sup>3</sup>	65.7 t-CO <sub>2</sub> /ℓ	3.7 %
合計		1,808.5 t-CO <sub>2</sub>	100 %

※ 二酸化炭素の排出量は、電気・ガソリンなどの使用量（活動量）に「排出係数」を乗じて求めます。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

排出係数が基準年度から変更となっていることや、施設の改築などにより、基準年度において算出した二酸化炭素排出量と令和3年度の排出量が、使用量と異なった値となっている部分があります。



## 2. 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標

### ○ 目標設定の考え方

平成 28 年（2016 年）の国の地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの排出量を令和 12 年（2030 年）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減することとしており、その中でも行政分野が対象となる「業務・その他部門」は 40%の削減が求められています。

【基準年度】						【到達年度】
2013 年度 (H25)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2030 年度 (R12)
1,859 t-CO <sub>2</sub>	1,731 t-CO <sub>2</sub>	1,654 t-CO <sub>2</sub>	1,577 t-CO <sub>2</sub>	1,500 t-CO <sub>2</sub>	1,423 t-CO <sub>2</sub> 20.7%削減	1,115 t-CO <sub>2</sub> 40%削減

本村の二酸化炭素の排出量は、令和 3 年度（2021 年度）の時点で、基準年度比 2.7%（51 t-CO<sub>2</sub>）減少しています。令和 12 年度（2030 年度）までの残り 9 年で、さらに 37.3%（693 t-CO<sub>2</sub>）の削減が必要であり、令和 8 年度（2026 年度）には、二酸化炭素排出量を 20.7%（385 t-CO<sub>2</sub>）削減することが理想です。

### ○ 削減目標

令和 8 年度（2026 年度）における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 10%（186 t-CO<sub>2</sub>）削減

これまでの豊丘村地球温暖化対策実行計画に基づく実績、今後の事務・事業量、本実行計画の計画期間中に予定されている施設・設備改修や更新等によって削減できる温室効果ガスを見込むとともに、施設等の運営や維持における温室効果ガスの排出に対する燃料や電気の年次的な削減状況を勘案し、目標を設定することとしました。

※ 本実行計画で推進する取り組み等を通じ、可能な範囲で 2030 年度までに温室効果ガス排出量 40%の削減を目指します。

## 第 4 章 削減目標達成に向けた取り組み

### 1. 取り組みの基本方針

目標達成に向けては、職員一人ひとりの「意識の醸成」と「具体的な取り組みの実践」が必要です。電気や燃料の徹底した使用量削減や省エネルギーへの取り組みを継続して行うとともに、自らが消費するエネルギーを適切に監視し、地球温暖化問題やそのことに伴う国内外の動向について積極的に学び、取り組みの輪を広げていくことで、本実行計画の目的である自ら率先した取り組みを行うことにより、豊丘村の事業者・住民の模範となることに繋がっていきます。

加えて、施設管理部門等による、施設等の適切な維持管理や、省エネルギー設備への計画的な更新を行うことにより、着実に総排出量を削減することとします。

- 一人ひとりが、こまめに、自主的に、意識して取り組みます。
- 適切な施設の維持管理により省エネルギーを実践します。
- 省エネルギー設備への更新を積極的に検討します。

## 2. 日常業務活動に関する具体的な取り組み

### ● 電気使用量の抑制

- 昼休み時間は、業務に影響のない範囲で消灯する。
- 昼休み時間や離席時には、パソコンをスリープモードかシャットダウンする。
- OA 機器や空調の不使用时の電源 OFF を徹底し、可能な限りコンセントを抜く。
- 使用していない部屋やスペースの照明はこまめに消灯する。
- 電気ポットは使用する時のみ湯を沸かし、保温は行わない。
- 働き方改革による長時間労働を抑制し、時間外勤務時には必要最小限の照明以外は消灯する。
- 衣服による体温調節を図り、空調を適切に使用する。
- 縮小印刷や冊子印刷を活用し、プリンター及び用紙の使用を最低限にする。
- 空調とサーキュレーターを併用することで効果を高める。
- ブラインドやカーテンで日差しを遮り、熱が室内に入らないよう工夫する。(夏季)
- グリーンカーテンを設置し、日差しを遮蔽するとともに、職場の「環境美化」に努める。(夏季)
- 始業～11:00 までの間は空調の効果を高めるため、電気ポットによる湯沸かしは行わない。(冬季)
- ブラインドやカーテンで窓との間に空気の間を作り、熱が外に逃げないように工夫する。(冬季)

### ● 燃料使用量の抑制

- 日常業務の近距離移動は、徒歩や自転車で行う。
- 公用車使用時はエコドライブ(ふんわりアクセル、アイドリングストップなど)を徹底する。
- テレワークの導入を検討する。
- 公用車の更新時には電気自動車など次世代型自動車を積極的に導入する。
- 電気自動車の公用車を積極的に利用する。
- 木質バイオマス機器(ペレットや薪ストーブ)を導入し、灯油の使用量を削減する。
- ボイラー更新時には木質バイオマス機器(ペレットや薪ボイラー)の導入を検討する。

### ● 事務用品の使用量の削減

- 電子メールや社内 LAN を活用し、ペーパーレス化を図る。
- 両面コピーや集約印刷、業務に支障のない範囲で裏紙利用に努める。
- 資料は簡素化し、必要最小限の部数を作成する。
- ミスコピーのないようコピーする前に枚数設定等を必ず確認する。
- ファクス送信票は、可能な限り省略する。
- ファイル類(フラットファイル含む)は再使用に努める。



冊子、パンフレット、報告書等の印刷物は、必要性を十分に考慮し最小限にする。

● ごみの削減に向けた取組

紙類の分別を徹底する。

用紙類、文房具類の使用削減に努める。

使用済み封筒の再利用に努める。

消耗部品の詰め替えや修理等によって、製品を長期間使用する。

物品の購入、昼食時の買い物時は、マイバック等を持参して、レジ袋を受け取らないよう努める。

不要な物品が発生した場合は、庁内 LAN を利用し、他課に譲るなどし、安易に廃棄しないように努める。

パンフレットや資料は必要な分だけ受け取る。

● エネルギー使用量の適切な監視

デマンド監視装置の有効活用による電気使用時間の分散化など具体的対策を実施する。

エネルギー使用量の把握、報告及び管理を徹底し、毎年職場内で共有する。

各職場で温湿度計を設置し、適切な温度及び湿度の管理を行う。

省エネルギー診断を積極的に受け、エネルギー使用実態を把握し具体的な対策を講じる。

● グリーン購入

村が購入する封筒などは、再生紙が使用されている製品を購入するよう努める。

間伐材、未利用繊維などから作られた製品を購入する。

廃プラスチックから作られた製品を購入する。

文具類をはじめとする物品を購入する際には、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターマーク等の環境負荷の少ない製品を選択するよう努める。

印刷発注時に古紙配合率の高い用紙の選択、環境に配慮したインクを選択する。

● 学びと発信

研修会やセミナーに積極的に参加し、地球温暖化や気候変動などについて学ぶ。

WEB サイト・SNS・広報誌などから環境情報を見て学び、良いものは積極的に発信する。

今使っている「電気」がどのように作られたかを把握し、契約の見直しなど検討を行う。

環境改善の取り組みは積極的に発信し、取り組みの輪を広げる。

地域ぐるみ環境 ISO 研究会が発信する「環境一斉行動週間」の取り組みに積極的に参加する。

地域や公民館などで開催される環境学習の場に積極的に参加する。

地域で行われる水辺等美化活動やごみゼロ運動などに積極的に参加する。

## 2. 施設・設備等に関する取り組み内容

豊丘村から排出される二酸化炭素の8割強を占めるのが電気の使用に起因するものです。施設や設備に対する電気使用量に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けた対策を検討し、実行可能な取り組みを展開します。

施設の改築などによって、施設の利用形態や利用者、面積などの条件から電力使用量が増加傾向にあるため、次の取り組みは、施設運営上の特性や経済性なども考慮しつつ、目標達成に向けて検討を行い、実行可能な事項から積極的に推進していくものです。

- ① 省エネルギー診断を積極的に受け、エネルギー消費の実態を把握し具体的な対策を講じます。

省エネルギーは、専門的な知見から課題を抽出し、その施設の特性に合った実行可能な対策を講じる必要があるため、優先的に省エネルギー診断の可能な施設から実施していきます。

- ② 設備、機器の省エネルギー化、高効率化の推進により電力使用量の抑制を図ります。

「電力」は、照明、空調、OA機器など日常の業務で必要不可欠なエネルギーです。業務で使用する設備や機器の更新時には、省エネルギー化、高効率化を可能な限り推進します。特に照明設備に関しては、まだ蛍光灯を使用している公共施設について照明器具本体の設置に係る改修工事を行い、LED照明の導入を推進します。

- ③ 再生可能エネルギー発電によるクリーンな電力の使用を推進します。

「我慢」や「抑制」による取り組みには限界があることから、日常業務で使用するエネルギーを再生可能エネルギーに転換していきます。再生可能エネルギーを利用することは「我慢」や「抑制」の取り組み脱却からの第一歩です。太陽光発電設備などの導入による電力自家消費を可能な限り推進します。また、エネルギーの「域産域消」の観点から、地元産再生可能エネルギーを積極的に使用し、二酸化炭素排出量の削減だけでなく「地域経済」や「自立した地域づくり」に寄与します。

- ④ エネルギー使用の少ない建物の推進を図ります。

より一層の省エネルギー化や高効率化を図るために、建物性能を向上させることで施設に応じたエネルギーの最小化が必要です。村有施設の長寿命化を図りつつ、断熱性能を上げることにより、熱が逃げにくく、入りにくい構造の施設改修（建設）を検討し可能な限り推進します。

- ⑤ 木質バイオマス機器の導入を推進します。

冬季は気温が低下することから、電気や燃料などのエネルギー使用量が増加傾向にあります。木質バイオマス機器であるペレットストーブや薪ストーブを使用することは、灯油などの化石燃料を抑制するとともに、エアコンによる電力使用量の抑制にも繋がります。部屋ごとに個別に管理する暖房機器は木質バイオマスの暖房機器への転換を積極的に推進します。

● 維持・管理における具体的取組

- 空調機の定期的な点検・清掃
- エアコンフィルターの定期的な清掃
- ボイラー等のエネルギー供給施設の適切な運転、維持管理
- 暖房便座を節電モードに設定
- タイヤの空気圧調整等公用車の日常点検を励行する。
- 伐採・植林を計画的に行う。
- 既存施設に計画的に太陽光発電設備を設置するよう検討する。
- 既存の照明器具を計画的に LED 照明に切り替える。
- 二酸化炭素排出係数が低い電気の購入に努める。

● 施設新築・改修等における具体的取組

- 太陽光発電設備の導入に努める。
- 照明器具の設置または更新時には、LED 照明の導入を原則とする。
- 木質バイオマス燃料を使用する設備の導入に努める。
- 建築物に地元産材を利用するよう努める。
- 省エネルギー機器の導入に努める。
- 高効率空調機の導入に努める。
- 複層ガラスや建物の断熱構造の採用に努める。
- 機械動力への省電力型モーター等の導入に努める。
- 高効率給湯器の導入に努める。
- 節水型機器（節水コマ、自動水栓等）の導入に努める。

## 第5章 推進・点検体制

### 1. 計画の推進体制

本村における推進・点検体制は次のとおりです。計画の実効性を高め、地球温暖化対策を効果的に推進するため、進捗状況を確認しながら計画を推進し、必要に応じて見直しを図ります。

○ 豊丘村地球温暖化対策実行推進本部

温室効果ガス排出量の削減に向けた計画・改善策を策定するため、地球温暖化対策実行推進本部を設置します。

推進本部は、本部長を村長、副本部長に副村長、構成員に管理職をもって組織し、計画の策定・点検・見直し及び計画の推進を行うとともに、事務局を豊丘村総務課に置き、計画全体の進捗状況を把握し、総合的な管理を行い事業の推進を図ります。

## 2. 計画の点検・評価

定期的に進捗状況や温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を全庁的に調査し、PDCA サイクル等を活用し、点検評価を行います。

## 3. 職員の意識向上

計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施するとともに、職員に対して環境負荷の軽減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な援助を行います。

## 4. 実行計画の進捗状況の公表

計画の実施状況（温室効果ガスの排出量の推移）については、状況に応じて村のホームページや広報誌等により公表します。